○文部科学省令第三十二号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号に次のように加える。

ヌ　ハンガリー協定　次に掲げる事項

(1)　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者（ハンガリー協定第七条2に規定する関連する雇用者をいう。以下この(3)及び第三項第七号ト(3)において同じ。）との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

第二条第三項第七号に次のように加える。

ト　ハンガリー協定　次に掲げる事項

(1)　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3)　当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。

○文部科学省令第三十三号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第三項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者」を「次のイからニまでに掲げるもの」に改め、「校長」の下に「若しくは学長」を加え、同号に次のように加える。

イ　高等学校等在学者又は高等学校等卒業者

ロ　高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は高等専門学校の第三学年の課程を修了した者

ハ　大学の学生又は大学を卒業した者

ニ　専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

第二十二条第一項第五号中「大学の学生若しくは大学を卒業した者」を「次のイからハまでに掲げるもの」に、「大学の学長」を「学校の学長若しくは校長」に改め、同号に次のように加える。

イ　大学の学生又は大学を卒業した者

ロ　大学院の学生又は大学を修了した者

ハ　専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年一月一日以降外国の大学に入学する者に係る選考から適用する。

○厚生労働省令第百三十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第三号及び第五号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条の三第一項第一号中「求職者であつて、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認めるもの」を「安定した職業に就くことが困難な求職者」に改め、「公共職業安定所」の下に「又は職業紹介事業者（トライアル雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）」を、「紹介により」の下に「、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に」を、「定めて」の下に「試行的に」を加え、同号イ中「就労」の前に「公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介の日（以下「紹介日」という。）において、」を加え、「職種又は業務」を「職業（職業安定法第十五条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。）」に改め、同号ニ中「要する者」の下に「として厚生労働大臣が定める者」を加え、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であつて、紹介日前において安定した職業に就いていない期間が一年を超えているもの

第百十条の三第一項第一号ロ中「離職」の前に「紹介日前二年以内に、二回以上」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　紹介日において学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第百二十四条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を卒業した日の属する年度の翌年度以降三年以内である者であつて、卒業後において安定した職業に就いていないもの

第百十条の三第一項中第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該雇入れの日前三年の間に、当該雇入れを行つた事業所において、第一号の試行的に雇用された労働者のうち、引き続き期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れられたものの数等から判断して、第一号の目的に照らして適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

第百四十四条の二第二項中「第七項第一号イ」の下に「、第百十条の三第一項第一号」を加え、「、第百十条の三第一項第一号」を削る。

第百二十三条中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号の規定により公共職業安定所の紹介を受けた事業主に対するトライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

○国土交通省令第百二号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十二号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の規定による東南海・南海地震防災対策推進計画」を「、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に改める。